

1999. 3. 19 改正  
2000. 5. 19 改正  
2002. 3. 15 改正  
2004. 3. 17 改正  
2005. 3. 18 改正  
2011. 3. 23 改正  
2014. 3. 27 改正  
2019. 3. 8 改正  
2026. 4. 23 改正

## 広州日本商工会会費規約（2026年度）

広州日本商工会会則第二十五条に規定する年会費は、下記の通りである。

1. 法人会費 1800元 (単位：人民元)  
但し登録会員数が2名以上の場合は以下の通りとする。

登録会員数	年会費
2	2300
3	2800
4	3300
5	3800
6	4300
7	4800
8	5300
9	5800
10名以上	6300

注：①会員は一分科会のみに参加するものとする。

②登録会員については、当地駐在員を原則とするが、各会員企業の実態に合わせて登録いただく。

③複数社を兼務する登録会員についてはいずれかの登録を主とし、会費は重複して徴収しない。

2. 個人会費 300元

3. 賛助会費 1800元

4. 会費は原則として毎年3月から4月末迄の納入期間内に事務局へ納入すること、10月1日以降の入会については、所定年会費の半額を入会時に納入する。

5. 予測できなく発生した義援金や寄付金の要請に対し、役員の方の三分の二以上の決議により、必要に応じて、臨時会費または特別会費を徴収することができる。(上限額20万円)

6. 支途については総会に報告しなければならない。

1999. 3. 19 改正  
2000. 5. 19 改正  
2002. 3. 15 改正  
2004. 3. 17 改正  
2005. 3. 18 改正  
2011. 3. 23 改正  
2014. 3. 27 改正  
2019. 3. 8 改正  
2026. 4. 23 改正

## 広州日本商工会会費規約（2027年度から適用）

広州日本商工会会則第二十五条に規定する年会費は、下記の通りである。

1. 法人会費 3000元 (単位：人民币)  
但し登録会員数が2名以上の場合は以下の通りとする。

登録会員数	年会費
2	3500
3	4000
4	4500
5	5000
6	5500
7	6000
8	6500
9	7000
10名以上	7500

注：①会員は一分科会のみに参加するものとする。

②登録会員については、当地駐在員を原則とするが、各会員企業の実態に合わせて登録いただく。

③複数社を兼務する登録会員についてはいずれかの登録を主とし、会費は重複して徴収しない。

2. 個人会費 500元

3. 賛助会費 3000元

4. 入会金 法人・賛助会員 2000元/件  
個人 500元/件

5. 会費は原則として毎年3月から4月末迄の納入期間内に事務局へ納入すること、10月1日以降の入会については、所定年会費の半額を入会時に納入する。

6. 予測できなく発生した義援金や寄付金の要請に対し、役員の上二分の二以上の決議により、必要に応じて、臨時会費または特別会費を徴収することができる。（上限額20万元）

7. 支途については総会に報告しなければならない。